

# 御利用にあたって

## 1 調査の概要

### (1) 調査の目的

経済センサスー活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団資料を得ることを目的としています。

### (2) 調査日

平成 28 年 6 月 1 日

### (3) 調査の対象

調査日現在、国内に所在する全ての事業所・企業が対象です。ただし、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に属する事業所並びに国及び地方公共団体の事業所は調査対象外としています。

ア 大分類 A（農業、林業）に属する個人経営の事業所

イ 大分類 B（漁業）に属する個人経営の事業所

ウ 大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち小分類 792—家事サービス業に属する事業所

エ 大分類 R（サービス業（他に分類されないもの））のうち中分類 96—外国公務に属する事業所

### (4) 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる 1 区画の場所を 1 事業所とし、これを調査の単位としました。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1 区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに 1 事業所としています。

### (5) 調査の方法

調査は調査員による調査（以下「調査員調査」という。）と、総務省、経済産業省、都道府県及び市区による調査（以下「直轄調査」という。）の 2 種類からなります。

#### ア 調査員調査

単独事業所及び新設事業所（ただし、イにおける特定の単独事業所及び新設事業所を除く。）については、調査票の配布は調査員が行い、収集はオンライン又は調査員による回収により行いました。

## イ 直轄調査

複数事業所を有する企業等については、その本所（本社・本店）となる事業所に対して、調査票の配布は総務省及び経済産業省が郵送により行い、収集は市区、都道府県、総務省、経済産業省の担当区分に応じて、オンライン又は郵送により行いました。

また、特定の単独事業所（純粋持株会社、不動産投資法人及び資本金1億円以上の事業所）及び新設事業所については、総務省及び経済産業省が、調査票の配布は郵送により行い、収集はオンライン又は郵送により行いました。

## (6) 調査事項

各調査票により、53 事項を調査しました。詳細については、各調査票を参照してください。

## 2 集計対象（サービス関連産業B）

サービス関連産業のうち、事業所単位で売上（収入）金額を把握する以下の産業の集計結果に基づき作成しています。

- (1) 「情報通信業」のうち、「情報サービス業」及び「インターネット附随サービス業」
- (2) 「不動産業、物品賃貸業」
- (3) 「学術研究、専門・技術サービス業」
- (4) 「宿泊業、飲食サービス業」
- (5) 「生活関連サービス業、娯楽業」
- (6) 「教育、学習支援業」のうち、「その他の教育、学習支援業」
- (7) 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「廃棄物処理業」、「自動車整備業」、「機械等修理業（別掲を除く）」、「職業紹介・労働者派遣業」、「その他の事業サービス業」及び「その他のサービス業」

## 3 用語の解説

### (1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいいます。

- ・一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること
- ・従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること

### (2) 従業者

当該事業所に所属して働いている全ての人をいいます。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれます。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めま

せん。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としています。

#### **ア 個人業主**

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいいます。なお、個人業主は個人経営の事業所に必ず一人です。

#### **イ 無給の家族従業者**

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいいます。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれます。

#### **ウ 有給役員**

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいいます。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれます。

#### **エ 常用雇用者**

事業所に常時雇用されている人をいいます。期間を定めずに雇用されている人又は1か月を以上の期間を定めて雇用されている人をいいます。

#### **オ 正社員・正職員**

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人をいいます。

#### **カ 正社員・正職員以外**

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている人をいいます。

#### **キ 臨時雇用者**

常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

#### **ク 他への出向・派遣従業者**

従業者のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。

### **(3) 他からの出向・派遣従業者**

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいいます。

#### (4) 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として平成 27 年 1 年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づき分類しています。

#### (5) 経営組織

##### ア 個人経営

個人が事業を経営している場合をいいます。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれます。

##### イ 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいいます。以下の会社及び会社以外の法人が該当します。

##### ウ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいいます。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定により日本で登記したものをいいます。

なお、国内に設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではありません。

##### エ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、会社を除く法人をいいます。例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれます。

##### オ 法人でない団体

法人格を持たない団体をいいます。例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれます。

#### (6) 単独・本所・支所の別

##### ア 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいいます。

##### イ 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があつて、それらの全てを統括している事業所をいいます。本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としています。

#### ウ 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいいます。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としています。支社・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれます。なお、経営組織が外国の会社は支所としています。

#### (7) 売上（収入）金額

商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいいます。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めません。なお、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としています。

#### (8) 事業活動

事業所又は企業等の産業分類を格付けする際は原則として、売上（収入）金額の最も多い主業によりますが、実際には主業以外にも複数の事業を行っている場合があります、行っている事業を売上（収入）金額で捉えたものをいいます。

#### (9) 収入を得た相手先別収入額

当該事業所で行っている「サービス関連産業事業の収入」について、その得た相手先別に売上（収入）金額を区分したものです。

##### ア 個人（一般消費者）

一般消費者から得た収入をいいます。

##### イ 民間

公務以外の他企業との取引などによる収入をいいます。国及び地方公共団体が直接経営する現業の事業所（水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など）との取引などによる収入を含みます。

##### ウ 公務

国、地方公共団体の国家事務や地方事務を行う事業所との取引などによる収入をいいます。

##### エ その他

自社名義で取引を行った国際取引による収入及び本社と支社など同一経営の事業所間での取引などによる収入をいいます。

#### (10) 「情報サービス業」及び「インターネット附随サービス業」における同業者との契約（取引）金額

「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」及び「インターネット附随サービス業」を主な業務として営んでいる事業所が、同じ業務を営んでいる発注者から得た収

入をいいます。

**(11) レンタル年間売上高及びリース年間契約高**

レンタル年間売上高とは、平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの 1 年間に得た「物品賃貸業」の売上高のうち、リース以外の賃貸契約から得た収入をいいます。

リース年間契約高は、平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの 1 年間に得たリース契約高です。

なお、リースとは物件を使用させる期間が 1 年を超え、契約期間中に解約の申し入れができない賃貸契約で、レンタルとはリース以外の全ての賃貸契約をいいます。

**(12) 「宿泊業」の収容人数及び客室数**

「宿泊業」のうち、宿泊施設の形態が「旅館・ホテル」及び「簡易宿所」である場合の収容人数及び客室数です。

**(13) 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数、受講生数**

以下の各サービス業における平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの 1 年間の取扱件数、入場者数、利用者数、又は平成 27 年 12 月 31 日現在の受講生数です。なお、同一人物が複数回利用・入場した場合は、それぞれを 1 人とするため、延べ人数となります。

**ア 「冠婚葬祭業」の結婚式・披露宴及び葬儀の年間取扱件数**

年間の結婚式・披露宴、葬儀取扱件数です。

**イ 「映画館」の年間入場者数**

有料入場者数で、試写会等の無料上映のもの及び映画館を賃貸して他の者が主催した興行（イベント等）の入場者数は含みません。

**ウ 「興行場（別掲を除く）、興行団」の年間入場者数**

主催した興行の有料入場者数で、無料の入場者数及び興行場を賃貸して他の者が主催した興行の入場者数は含みません。

**エ 「スポーツ施設提供業」の年間施設利用者数**

有料利用者数で、団体が利用した場合は、申し込みの際の利用者数となります。

**オ 「学習塾」の受講生数（在籍者数）**

平成 27 年 12 月 31 日現在で、在籍（入会）している受講生数で、冬期特別コースのみを受講している受講生も含めます。

**カ 「教養・技能教授業」の受講生数（会員数）**

平成 27 年 12 月 31 日現在で、会員となっている受講生です。

#### 4 その他

- (1) 売上（収入）金額、費用等の経理事項は平成 27 年 1 年間、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は平成 28 年 6 月 1 日現在の数値です。
- (2) この統計表は、本市が独自集計したものであるため、総務省から公表されている数値とは相違する場合があります。
- (3) この統計表は、「管理，補助的経済活動を行う事業所」及び産業別に調査する事項の数値が得られなかった事業所を除いて集計したものであるため、産業横断的集計結果とは一致しません。
- (4) 一部の分類事項については、総数に不詳を含んでおり、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しません。
- (5) 単位未満の数値は、四捨五入しているため、総数とその内訳の合計とは必ずしも一致しません。
- (6) 諸記号の約束
  - － 該当なし
  - 0 単位未満
  - X 数値を秘匿した箇所
- (7) 秘匿について

集計対象となる事業所の数が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、経理事項の数値を秘匿した箇所です。また、集計対象数が 3 以上の事業所に関する数値であっても、合計との差引きで、集計対象が 1 又は 2 の事業所の当該数値が判明する箇所は、併せて「X」としました。